## 報告事項

土地関係

指定市町村における基準地価格について

### 指定市町村における基準地価格

〇 対象地目

宅地・田・畑・山林の4地目

〇 指定市町村

宅 地 ⇒ 道府県庁所在の市及び東京都特別区

田・畑・山林 ⇒ 地目ごとに標準的な市町村を総務大臣が指定 (評価基準に規定)

〇 基準地の要件

宅 地 ⇒ 最高の路線価を付設した街路に沿接する標準地

田 ・ 畑 ⇒ 地勢、土性、水利等の状況からみて上級の標準地 のうち 1 の標準地を選定

山 林 ⇒ 地勢、土層、林産物の搬出の便等の状況からみて 上級の標準地のうち1の標準地を選定

#### 宅地の指定市における基準宅地に係る路線価

(単位:千円/m²) (参考)

							(単位:千円/m <sup>*</sup> )	(参考)	
都	道府県	所名	王 地	用途地区	H30 固定路線価 (H29.1.1現在)	H27 固定路線価 (H26.1.1現在)	固定路線価 変動率 (H26.1.1→H29.1.1)	H30 鑑定評価額 (H29.1.1現在)	評価割合
					A	В	(A/B-1)	C	A/C
1	北海道	札幌市中央区北5条西3丁目	(札幌停車場線 )	高度商業Ⅱ	3,220	2,331	38.1 %	4,600	70.0 %
2	青森県	青森市新町1丁目	(新町通り)	高度商業Ⅱ	139	141	<b>1</b> .6 %	199	70.0 %
3	岩手県	盛岡市大通2丁目	(内丸大通り三丁目線 )	繁華街	206	206	0.0 %	294	70.0 %
4	宮城県	仙台市青葉区中央1丁目	(青葉通り )	高度商業Ⅱ	1,970	1,480	33.1 %	2,820	69.9 %
5	秋田県	秋田市中通2丁目	(中央通り)	高度商業Ⅱ	106	118	▲ 10.2 %	152	69.7 %
6	山形県	山形市香澄町1丁目	(山形県道16号山形停車場線)	高度商業Ⅱ	146	147	▲ 0.7 %	209	69.9 %
7	福島県	福島市栄町	(福島駅前通り)	高度商業Ⅱ	144	133	8.3 %	206	69.9 %
8	茨 城 県	水戸市宮町1丁目	(水戸駅北口ロータリー )	高度商業Ⅱ	184	203	▲ 9.4 %	264	69.7 %
9	栃木県	宇都宮市馬場通り2丁目	(県道宇都宮那須烏山線 )	高度商業Ⅱ	244	253	▲ 3.6 %	349	69.9 %
10	群馬県	前橋市本町2丁目	(国道50号線 )	高度商業Ⅱ	113	115	<b>▲</b> 1.2 %	162	70.0 %
	埼玉県	さいたま市大宮区桜木町2丁目		高度商業Ⅱ	2,610	2,100	24.3 %	3.740	69.8 %
	千葉県	千葉市中央区富士見2丁目	(千葉駅前大通り)	高度商業Ⅱ	1.030	960	7.3 %		69.6 %
	東京都	中央区銀座5丁目	(中央通り)	高度商業Ⅱ	35,200	20.600	70.9 %		69.8 %
	神奈川県	横浜市西区南幸1丁目	(横浜駅西ロバスターミナル前通)		7,910	5,830	35.7 %	,	70.0 %
	新潟県	<u> </u>	(東大通り)	高度商業Ⅱ	380	399	<b>▲</b> 4.8 %		70.0 %
	富山県		(富山駅東西線 )	高度商業Ⅱ	413	366	12.8 %		70.0 %
	石川県	金沢市堀川新町	(金沢駅東通り)	高度商業Ⅱ	672	486	38.3 %		70.0 %
\	福井県	福井市福井駅周辺土地区画整理事業		高度商業Ⅱ	245	232	5.7 %		70.0 %
	山梨県	世府市丸の内1丁目		高度商業Ⅱ	225	214	5.2 %	321	70.0 %
			(駅前ターミナル )		230	235	<b>3.2</b> % <b>▲</b> 2.1 %	328	
	長野県	長野市大字南長野	(長野大通り)	高度商業Ⅱ	385	357	7.8 %		70.0 %
	岐阜県	岐阜市吉野町5丁目	(主要地方道岐阜停車場線)	高度商業Ⅱ					
`	静岡県	静岡市葵区呉服町2丁目	(呉服町通り)	高度商業Ⅱ	1,022	973	5.0 % 66.4 %	,	70.0 %
23	愛知県	名古屋市中村区名駅3丁目	(広井町駅前線 )	高度商業I	8,820	5,300		,	
24	三重県	津市羽所町	(主要地方道津停車場線 <u>)</u>	高度商業Ⅱ	158 227	158 208	9.1 %		70.0 %
	滋賀県	大津市春日町	(JR大津駅前通り )	高度商業Ⅱ					
	京都府	京都市下京区御旅町	(四条通り)	高度商業Ⅱ	3,460	2,330	48.5 %	,	69.9 % 70.0 %
	大阪府	大阪市北区角田町	(御堂筋 )	高度商業I	12,110	7,840	54.5 %	,	
	兵庫県		(三宮センター街)	高度商業Ⅱ	2,800	2,100	33.3 %	,	70.0 %
	奈良県		(国道369号 )	普通商業	493	451	9.3 %		69.9 %
	和歌山県	和歌山市友田町5丁目	(県道和歌山停車場線 )	高度商業Ⅱ	298	298	0.0 %		70.0 %
	鳥取県		(県道鳥取停車場線)	高度商業Ⅱ	96	106	<b>▲</b> 9.5 %		70.0 %
	島根県	松江市朝日町	(松江駅前通り )	高度商業Ⅱ	116	117	▲ 0.9 %		69.9 %
	岡山県	岡山市北区本町	(市道南方柳町線通り)	高度商業Ⅱ	1,030	840	22.6 %		69.6 %
	広島県	広島市中区胡町	(相生通り )	高度商業I	2,240	1,624	37.9 %		70.0 %
	山口県	山口市小郡黄金町	(県道山口阿知須宇部線 )	普通商業	125	129	<b>▲</b> 3.1 %		69.8 %
\	徳島県	徳島市一番町3丁目	(駅前広場)	高度商業Ⅱ	260	267	<b>▲</b> 2.6 %		70.0 %
37	香川県	高松市丸亀町	(高松丸亀町商店街)	繁華街	270	263	2.7 %		69.8 %
`	愛媛県	松山市大街道2丁目	(大街道)	繁華街	538	506	6.4 %		70.0 %
39	高知県	高知市帯屋町1丁目	(市道 高知街2号線 )	繁華街	179	183	▲ 2.3 %		70.0 %
$\Box$	福岡県	福岡市中央区天神2丁目	(渡辺通り)	高度商業I	5,516	4,025	37.0 %		70.0 %
41	佐賀県	佐賀市駅前中央1丁目	(県道29号線 )	高度商業Ⅱ	138	141	<b>▲</b> 2.0 %		70.0 %
	長崎県	長崎市浜町	(浜町 浜市アーケード街 )	高度商業Ⅱ	639	635	0.7 %		70.0 %
	熊本県	熊本市手取本町	(下通りアーケード街)	繁 華 街	1,078	1,008	6.9 %		70.0 %
	大分県	大分市末広町1丁目	(大分駅北口駅前広場)	高度商業Ⅱ	364	326	11.8 %		70.0 %
	宮崎県	宮崎市橘通西3丁目	(橘通り )	高度商業Ⅱ	201	209	<b>4.0</b> %		70.0 %
46		鹿児島市東千石町	(天文館電車通り)	高度商業Ⅱ	707	707	0.0 %		70.0 %
	`_	取悪士力 本地って口	/ 国際等日	<b>= - + +</b> -	E60	498	14.1 %	011	700 0/
47	沖縄県	那覇市久茂地3丁目	(国際通り)	高度商業Ⅱ	568	430	12.7 %	811	70.0 % 69.9 %

<sup>(</sup>注)2 固定路線価変動率は、H27基準年度からH30基準年度の価格調査基準日までの基準宅地に係る路線価変動率を表している。

<sup>(</sup>注)3 H30鑑定評価額は、不動産鑑定士等による鑑定評価価格(鑑定評価上の補正を含まない標準価格)又は地価公示価格。

#### 田、畑及び山林の指定市町村における基準地価格

		田			畑			山林	
都道府県	指定市町村名	基準地価格	変動割合	指定市町村名	基準地価格	変動割合	指定市町村名	基準地価格	変動割合
			平30/平27			平30/平27			平30/平27
北 海 道	美 唄 市	77,000	1.000	音 更 町	28,100	1.000	北 見 市	6,512	1.000
青 森 県	つがる市	124,300	1.000	青 森 市	49,100	1.000	十和田市	25,300	1.000
岩 手 県	花巻市	134,700	1.000	北上市	55,000	1.000	花巻市	26,300	1.000
宮城県	美 里 町	148,500	1.000	大 崎 市	68,200	1.000	登 米 市	30,200	0.825
秋田県	大 仙 市	153,900	1.000	横手市	71,300	1.000	由利本荘市	36,800	1.000
山形県	酒 田 市	134,500	1.000	米 沢 市	53,500	1.000	金山町	32,000	1.000
福島県	桑折町	162,000	1.000	矢 吹 町	65,000	1.000	棚倉町	34,300	1.000
茨 城 県	桜川市	140,000	1.000	桜川市	76,600	1.000	常陸大宮市	36,600	1.000
栃木県	芳 賀 町	173,900	1.000	下野市	82,200	1.000	鹿沼市	38,800	1.000
群馬県	高崎市	169,600	1.000	高崎市	109,200	1.000	下仁田町	36,000	1.000
埼 玉 県	熊谷市	134,100	1.000	深谷市	105,600	1.000	秩 父 市	45,700	1.000
千 葉 県	多古町	121,800	1.000	茂原市	83,400	1.000	大多喜町	42,700	1.000
東京都	八王子市	144,000	1.000	武蔵村山市	110,400	1.000	奥多摩町	46,800	1.000
神奈川県	平塚市	142,400	1.000	海老名市	96,100	1.000	南足柄市	46,700	1.000
新潟県	新 潟 市	145,000	1.000	新 潟 市	77,700	1.000	村上市	45,400	1.000
富山県	入 善 町	143,600	1.000	富山市	66,000	1.000	氷 見 市	35,600	1.000
石 川 県	能美市	152,000	1.000	加賀市	79,500	1.000	七尾市	39,500	1.000
福井県	南越前町	166,000	1.000	大 野 市	O 77,800	1.000	福井市	39,100	1.000
山梨県	南アルプス市	130,800	1.000	甲州市	101,800	1.000	南部町	36,400	1.000
長 野 県	松本市	168,900	1.000	塩 尻 市	61,800	1.000	佐久市	26,820	1.000
岐阜県	大 垣 市	155,700	1.000	垂 井 町	81,200	1.000	郡上市	25,350	1.000
静岡県	袋井市	114,100	1.000	掛川市	73,800	1.000	浜 松 市	27,200	0.907
愛知県	安城市	148,000	1.000	西尾市	122,000	1.000	豊田市	37,000	1.000
三重県	伊 賀 市	164,500	1.000	亀山市	87,400	1.000	松阪市	◎ ○ 40,200	1.000
滋賀県	東近江市	153,300	1.000	野洲市	91,300	1.000	甲賀市	33,900	1.000
京都府	南丹市	175,400	1.000	木津川市	87,400	1.000	京丹波町	37,600	1.000
大 阪 府	貝 塚 市	181,500	1.000	岸和田市	95,000	1.000	河内長野市	38,500	1.000
兵 庫 県	小 野 市	184,600	1.000	豊岡市	84,600	1.000	新温泉町	35,300	1.000
奈 良 県	田原本町	183,000	1.000	宇陀市	93,000	1.000	川上村	39,900	1.000
和歌山県	橋本市	187,000	1.000	かつらぎ町	95,900	1.000	有田川町	29,200	1.000
鳥取県	鳥取市	178,700	1.000	北 栄 町	75,490	1.000	八頭町	23,200	1.000
島根県	大田市	131,200	1.000	雲南市	79,830	1.000	安来市	17,400	1.000
岡山県	吉備中央町	180,200	1.000	吉備中央町	92,800	1.000	鏡野町	28,500	1.000
広島県	安芸高田市	O 171,000	1.000	尾道市	102,200	1.000	廿日市市	23,900	1.000
山口県	山口市	130,350	1.000	美 祢 市	66,000	1.000	山口市	25,100	1.000
徳島県	阿南市	189,400	1.000	吉野川市	101,900	1.000	那 賀 町	23,940	1.000
香川県	三豊市	148,400	1.000	三豊市	O 70,900	1.000	まんのう町	24,900	1.000
愛 媛 県	伊予市	146,300	1.000	西条市	90,200	1.000	西条市	22,000	1.000
高知県	四万十町	174,700	1.000	四万十町	81,600	1.000	仁淀川町	19,900	1.000
福岡県	朝倉市	174,400	1.000	朝倉市	82,800	1.000	八女市	31,000	1.000
佐 賀 県	小 城 市	148,000	1.000	伊万里市	75,000	1.000	嬉 野 市	45,400	1.000
長崎県	佐世保市	154,700	1.000	雲仙市	89,320	1.000	大 村 市	29,329	1.000
熊本県	益城町	171,100	1.000	菊 陽 町	60,000	1.000	菊 池 市	31,000	0.883
大 分 県	宇佐市	0 127,100	1.000	豊後大野市	48,000	1.000	日田市	18,000	0.783
宮崎県	都城市	142,000	1.000	国富町	57,200	1.000	日南市	31,000	0.969
鹿児島県	湧 水 町	158,100	1.000	錦江町	70,400	1.000	曽 於 市	35,600	1.000
沖縄県	名 護 市	71,920	1.000	中城村	56,500	1.000	国頭村	15,200	1.000
単純平均		151,312 基準地の変更があった	1.000		79,363	1.000		31,852	0.987

<sup>(</sup>注)1 ②は指定市町村、〇は基準地の変更があったことを示す。なお、これらの変更があった指定市町村の変動割合は、変更後の地点のものである。 (注)2 桑折町(福島県)の変動割合は、東日本大震災前(平成21基準年度)の同町の基準地価格との比較である。

#### 宅地に係る計数資料

#### 〇指定市の基準宅地に係る固定路線価変動割合

〇指定市の基	〇指定市の基準宅地に係る固定路線価変動割合 (単位:倍)											
評価替え 年度 区分	平6	平 9	平12	平15	平18	平21	平24	平27	平30			
平均 (単純平均)	3. 020	0. 602	0. 668	0. 686	0. 768	1. 174	0. 842	0. 945	1. 127			
最高	松山市	山口市	特別区	特別区	特別区	名古屋市	津市	大阪市	特別区			
	4.408 山口市	1.073 大阪市	0.992 札幌市	1.050 水戸市	1.439 秋田市	2.670 高知市	0.981 特別区	1.318 鳥取市	1.709 秋田市			
最低	1 633	0.366	0 445	0 506	0 443	0 733	0 691	0 769	0 898			

#### 〇指定市の基準宅地に係る固定路線価変動割合の分布状況 (平成 30 年度)

固定路線価変動割合	指 定 市 名	団体数	(参考) H27団体数
0.8倍以下のもの		0	2
O. 8倍を超え、O. 9倍以下のもの	秋田市	1	19
〇. 9倍を超え、1. 0倍以下のもの	青森市、盛岡市、山形市、水戸市、宇都宮市、前橋市、 新潟市、長野市、和歌山市、鳥取市、松江市、山口市、 徳島市、高知市、佐賀市、宮崎市、鹿児島市	17	1 1
1. 0倍を超え、1. 1倍以下のもの	福島市、千葉市、福井市、甲府市、岐阜市、静岡市、津市、大津市、奈良市、高松市、松山市、長崎市、熊本市	1 3	9
1. 1倍を超え、1. 2倍以下のもの	富山市、大分市、那覇市	3	5
1. 2倍を超えるもの	札幌市、仙台市、さいたま市、特別区、横浜市、金沢市、 名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、岡山市、広島市、 福岡市	1 3	1

<sup>(</sup>注) 固定路線価変動割合は、H27基準年度から H30基準年度の価格調査基準日までの基準宅地に係る路線価変動割合を 表している。

国税の「財産評価基本通達」の一部改正(案) について

#### 「財産評価基本通達」の一部改正(案)の概要(国税庁意見公募手続資料より抜粋)

相続税等の財産評価の適正化を図るため、財産評価基本通達(以下「評価通達」といいます。)について、以下の改正を予定しています。

- 1 広大地の評価
  - (1) <u>地積規模の大きな宅地の評価を新設し、各土地の個性に応じて形状・面積に基づ</u>き評価することとします。
    - (注)市街地農地等の評価における「宅地であるとした場合の1平方メートル当たりの価額」についても、同様に評価します。

なお、これに伴い、広大地の評価を廃止します。

- (2) 地積規模の大きな宅地の判定について、地区区分や都市計画法の区域区分等を基にすることとし、適用要件を明確化します。
- 2 (略)
- 3 適用時期

上記1及び2については、<u>平成30年1月1日以後に</u>相続、遺贈又は贈与により<u>取得</u> した財産の評価に適用することとします。

※意見募集期間 平成29年6月22日(木)~平成29年7月21日(金)

## 「財産評価基本通達」の一部改正(案)について

#### 【現行の広大地評価】

広大地 = 路線価 × 面積 ×

広大地補正率 (下限は0.35)



#### 【見直し後の広大地評価】 (案)

<u>奥行価格補正率(一部見直し)</u> 広大地 = 路線価 × 面積 × • 不整形地補正率など × 規模格差補正率

### 「財産評価基本通達」の一部改正(案) (広大地評価)

(地積規模の大きな宅地の評価)

- 20-2 地積規模の大きな宅地 (三大都市圏においては500㎡以上の地積の宅地、それ以外の地域においては1,000㎡以上の地積の宅地をいい、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものを除く。以下本項において「地積規模の大きな宅地」という。)で14-2((地区))の定めにより普通商業・併用住宅地区及び普通住宅地区として定められた地域に所在するものの価額は、15((奥行価格補正))から前項までの定めにより計算した価額に、その宅地の地積の規模に応じ、次の算式により求めた規模格差補正率を乗じて計算した価額によって評価する。
- (1) 市街化調整区域(都市計画法第34条第10号又は第11号の規定に基づき宅地分譲に係る同法第4条((定義))第12項に規 定する開発行為を行うことができる区域を除く。)に所在する宅地
- (2) 都市計画法第8条((地域地区))第1項第1号に規定する工業専用地域に所在する宅地
- (3) 容積率(建築基準法(昭和25年法律第201号)第52条((容積率))第1項に規定する建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。)が10分の40(東京都の特別区(地方自治法(昭和22年法律第67号)第281条((特別区))第1項に規定する特別区をいう。)においては10分の30)以上の地域に所在する宅地

上の算式中の「B」及び「C」は、地積規模の大きな宅地が所在する地域に応じ、それぞれ次に掲げる表のとおりとする。

イ 三大都市圏に所在する宅地

	地区区分	普通商業·併 普 通 住								
地積㎡	記号	B	©							
500 以上	1,000 未満	0.95	25							
1,000 "	3,000 "	0.90	75							
3,000 "	5,000 "	0.85	225							
5,000 "		0.80	475							

ロ 三大都市圏以外の地域に所在する宅地

	地区区分	普通商業·併 普 通 住	
地積m <sup>²</sup>	記号	B	©
1,000 以上	3,000 未満	0.90	100
3,000 "	5,000 "	0.85	250
5,000 "		0.80	500

- (注) 1 上記算式により計算した規模格差補正率は、小数点以下第2位未満を切り捨てる。
  - 2 「三大都市圏」とは、次の地域をいう。
    - イ 首都圏整備法 (昭和31年法律第83号) 第2条((定義))第3項に規定する既成市街地又は同条第4項に規定する近 郊整備地帯
    - 口 近畿圏整備法(昭和38年法律第129号)第2条((定義))第3項に規定する既成都市区域又は同条第4項に規定する近郊整備区域
    - ハ 中部圏開発整備法 (昭和41年法律第102号) 第2条((定義))第3項に規定する都市整備区域

## 「財産評価基本通達」の一部改正(案) (奥行価格補正率表)

# 改正後 改正 付表1 奥行価格補正率表 付表1 奥行価格補正率表

地区区分	ビル街地区	高度商業	繁華街地区	普通商業・ 併用住宅	普通住宅	中小工場	大工場地区
奥行距離 (メートル)		地 区		地 区	地 区	地 区	
4未満	0.80	0.90	0.90	0.90	0.90	0.85	0.85
4以上 6未満		0.92	0.92	0.92	0.92	0.90	0.90
6 " 8 "	0.84	0.94	0.95	0. 95	0. 95	0.93	0.93
8 " 10 "	0.88	0.96	0. 97	0. 97	0. 97	0.95	0. 95
10 " 12 "	0.90	0.98	0.99	0.99	1.00	0.96	0.96
12 " 14 "	0. 91	0.99	1.00	1.00		0.97	0.97
14 " 16 "	0. 92	1.00				0.98	0. 98
16 " 20 "	0. 93					0.99	0. 99
20 " 24 "	0. 94					1.00	1.00
24 " 28 "	0. 95				<u>0. 97</u>		
28 " 32 "	0.96		0.98		<u>0. 95</u>		
32 " 36 "	0. 97		0.96	<u>0. 97</u>	<u>0. 93</u>		
36 " 40 "	0. 98		0.94	<u>0. 95</u>	<u>0. 92</u>		
40 " 44 "	0. 99		0.92	<u>0. 93</u>	<u>0. 91</u>		
44 " 48 "	1.00		0.90	<u>0. 91</u>	<u>0. 90</u>		
48 " 52 "		0. 99	0.88	<u>0.89</u>	<u>0.89</u>		
52 " 56 "		0.98	0.87	0.88	0.88		
56 " 60 "		0. 97	0.86	0.87	0.87		
60 " 64 "		0.96	0.85	0.86	0.86	0.99	
64 " 68 "		0. 95	0.84	0.85	0.85	0.98	
68 " 72 "		0.94	0.83	0.84	0.84	0.97	
72 " 76 "		0. 93	0.82	0.83	0.83	0.96	
76 " 80 "		0.92	0.81	0.82			
80 " 84 "	]	0.90	0.80	0.81	0.82	0.93	
84 " 88 "	]	0.88		0.80			
88 11 92 11		0.86			0.81	0.90	
92 " 96 "	0. 99	0.84					
96 " 100 "	0. 97	0.82					
100 "	0. 95	0.80			0.80		

付表 1 奥行	価格補正	<b>学表</b>					
地区区分 奥行路雑 (メートル)	ビル街地区	高度商業 地 区	繁華街地区	普通商業・ 併用住宅 地 区	普通住宅 地 区	中小工場 地 区	大工場地区
4未満	0.80	0.90	0.90	0.90	0.90	0.85	0.85
4以上 6未満		0. 92	0. 92	0. 92	0. 92	0.90	0.90
6 " 8 "	0.84	0. 94	0.95	0.95	0.95	0. 93	0. 93
8 " 10 "	0.88	0.96	0. 97	0. 97	0. 97	0.95	0. 95
10 " 12 "	0.90	0.98	0.99	0.99	1.00	0.96	0.96
12 " 14 "	0.91	0.99	1.00	1.00		0. 97	0. 97
14 " 16 "	0.92	1.00				0.98	0.98
16 " 20 "	0.93					0.99	0. 99
20 " 24 "	0.94					1.00	1.00
24 " 28 "	0. 95				<u>0. 99</u>		
28 " 32 "	0.96		0.98		<u>0. 98</u>		
32 " 36 "	0.97		0.96	<u>0. 98</u>	<u>0. 96</u>		
36 " 40 "	0.98		0.94	<u>0. 96</u>	<u>0. 94</u>		
40 " 44 "	0. 99		0.92	<u>0. 94</u>	<u>0. 92</u>		
44 " 48 "	1.00		0.90	<u>0. 92</u>	<u>0. 91</u>		
48 " 52 "		0.99	0.88	<u>0. 90</u>	<u>0. 90</u>		
52 " 56 "		0.98	0.87	0.88	0.88		
56 " 60 "		0. 97	0.86	0.87	0.87		
60 " 64 "		0.96	0.85	0.86	0.86	0.99	
64 " 68 "		0.95	0.84	0.85	0.85	0.98	
68 " 72 "		0.94	0.83	0.84	0.84	0.97	
72 " 76 "		0.93	0.82	0.83	0.83	0.96	
76 " 80 "		0.92	0.81	0.82			
80 " 84 "		0.90	0.80	0.81	0.82	0.93	
84 " 88 "		0.88		0.80			
88 " 92 "		0.86			0.81	0.90	
92 " 96 "	0.99	0.84					
96 " 100 "	0.97	0.82					
100 "	0.95	0.80			0.80		

前